

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、保育の実施及び保育所等の利用の調整等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 保育所、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第7条第4項に規定する認定こども園(支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は地域型保育事業所をいう。
 - (2) 保育所 支援法第7条第4項に規定する保育所をいう。
 - (3) 地域型保育事業所 支援法第7条第5項に規定する地域型保育を行う事業所をいう。
 - (4) 教育・保育給付認定保護者 支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者(支援法第19条各号に掲げるもののうち、同条第2号又は第3号に掲げる支給要件により支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けた保護者に限る。)をいう。
 - (5) 教育・保育給付認定子ども 支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- 2 この規則において、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業は、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業に含まれるものとする。

(平31規則7・令元規則22・令5規則36・一部改正)

(利用希望の申込み等)

第3条 教育・保育給付認定保護者は、保育所等における保育の利用を希望するときは、保育所等利用希望申込書(別記第1号様式)に当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもの保育を必要とすることを証する書類を添えて、市長に申し込まなければならない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、保育所等の長を経由して市長に申し込むことができる。

(令元規則22・一部改正)

(利用調整、決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、入所を希望する日を基準日として、父及び母(父及び母のいずれも不在の場合にあつては、父及び母に代わって教育・保育給付認定子どもを現に監護する者)のそれぞれの状況について、別表第1により保育の必要指数を算出し、当該指数の合計に別表第2の調整基準により加算又は減算を行った指数を保育の必要度とした上で、保育所等の利用について調整を行い、その可否を決定する。

- 2 前項の保育の必要度が同等の場合は、別表第3の優先順位の欄に掲げる順序に応じ、それぞれ同表の優先する保護者の欄に掲げる教育・保育給付認定保護者を優先順位の高い教育・保育給付認定保護者とする。
- 3 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、保育所等利用希望調整結果通知書(以下「結果通知書」という。)により前条の規定による申込みをした教育・保育給付認定保護者に通知するとともに、当該保育所等の長にその旨を通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により利用の調整の結果を教育・保育給付認定保護者(保育所(法第35条第3項の規定により本市が設置するもの又は同条第4項の規定により設置されるものに限る。))における保育の利用を希望した教育・保育給付認定保護者に限る。)に通知しようとする場合において、入所を承諾したときは、結果通知書に代えて、保育所入所承諾通知書により当該教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定により利用の調整の結果を教育・保育給付認定保護者に通知しようとする場合において、入所を保留したときは、結果通知書に代えて、保育所等入所保留通知書により当該教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

(平28規則66・平30規則43・令元規則22・令6規則54・一部改正)

(保育の実施期間)

第5条 保育の実施の期間は、支援法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、市長が必要と認める期間とする。

(平30規則43・追加、令元規則22・一部改正)

(教育・保育給付認定子どもに係る台帳の作成)

第6条 市長は、保育の実施をする教育・保育給付認定子どもごとに教育・保育給付認定子どもに係る台帳を作成するものとする。

(平30規則43・旧第5条繰下、令元規則22・一部改正)

(保育の実施の解除等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除し、又は停止するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5第1号から第9号まで及び成田市子どものための教育・保育給付に係る認定等に関する規則(平成26年規則第46号)第3条に規定する保育の必要性の基準に該当しなくなったとき。
- (2) 教育・保育給付認定保護者から保育所等を退所させる旨の届出があったとき。

- (3) 教育・保育給付認定子どもが本市に住所を有しなくなったとき。
 - (4) 教育・保育給付認定子どもの疾病その他の事由により保育所等における保育が不適當となったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 前項第2号の届出は、保育所等退所届(別記第2号様式)により行わなければならない。
- 3 市長は、保育の実施を解除したときは保育実施解除通知書により、保育の実施を停止したときは保育実施停止通知書(別記第3号様式)により、当該解除又は停止に係る教育・保育給付認定保護者に通知するとともに、当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが保育を受けている保育所等の長にその旨を通知するものとする。

(平30規則43・旧第6条繰下、令元規則22・令6規則54・一部改正)

(様式)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

(令6規則54・追加)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平30規則43・旧第7条繰下、令6規則54・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(成田市保育の実施に関する規則の廃止)
- 2 成田市保育の実施に関する規則(平成21年規則第27号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則は、この規則の施行の日以後に実施する保育について適用する。

附 則(平成28年11月29日規則第66号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項及び別記第4号様式の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に開始する保育に係る利用の調整について適用し、同日前に開始した保育に係る利用の調整については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 3 市長は、この規則の施行の日前においても、改正後の別表第1及び別表第2に定める審査基準に基づき、利用の調整その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成29年11月22日規則第73号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の備考の2の規定は、この規則の施行の日以後に開始する保育に係る利用の調整(成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則第4条第1項に規定する利用の調整をいう。以下この項及び次項において同じ。)について適用し、同日前に開始した保育に係る利用の調整については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 3 市長は、この規則の施行の日前においても、利用の調整その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成30年9月27日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に開始する保育に係る利用の調整(改正後の規則第4条第1項に規定する利用の調整をいう。次項において同じ。)について適用し、同日前に開始した保育に係る利用の調整(この規則による改正前の成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則第4条第1項に規定する利用の調整をいう。)については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 3 市長は、この規則の施行の日前においても、利用の調整その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成31年3月7日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月26日規則第22号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条並びに附則第2項及び第4項の規定は公布の日から、第4条中成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則別表第2の改正規定(同表6の項調整基準の欄及び10の項調整基準の欄中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める部分を除く。)及び第9条の規定並びに附則第3項及び第6項の規定は令和2年4月1日(以下「一部施行日」という。)から施行する。
(成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第4条の規定による改正後の成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則別表第2(同表6の項調整基準の欄及び10の項調整基準の欄中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める部分を除く。)の規定は、一部施行日以後に開始する保育に係る利用の調整(成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則第4条第1項の規定による利用の調整をいう。以下この項及び次項において同じ。)について適用し、同日前に開始した保育に係る利用の調整については、なお従前の例による。
- 4 市長は、一部施行日前においても、利用の調整その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則(令和2年11月30日規則第69号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に開始する保育に係る利用の調整(成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則第4条第1項に規定する利用の調整をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に開始した保育に係る利用の調整については、なお従前の例による。
(準備行為)

- 3 市長は、この規則の施行の日前においても、利用の調整その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則(令和5年6月28日規則第36号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年9月26日規則第54号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月15日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 略
(2) 第2条から第9条まで及び附則第3項から第10項までの規定 令和7年4月1日
(成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第5条の規定による改正後の成田市保育の実施及び保育所等の利用調整等に関する規則の規定は、第2号施行日以後にする手続その他の行為について適用し、第2号施行日前にした手続その他の行為については、なお従前の例による。

別表第1
(平30規則43・全改、令元規則22・一部改正)

保育の必要性		保護者の状況		
類型	細目	保育の必要 指数	申込書添付必要書類	
就労等	1月当たり160時間以上の就労等をしている場合	20	次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書類 (1) 就労の場合 就労証明書 (2) 看護若しくは介護又はこれに伴う付添の場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、診断書又は介護(看護)申立書 (3) 就学の場合 在学証明書、時間割表等	
	1月当たり140時間以上160時間未満の就労等をしている場合	19		
	1月当たり120時間以上140時間未満の就労等をしている場合	18		
	1月当たり100時間以上120時間未満の就労等をしている場合	17		
	1月当たり80時間以上100時間未満の就労等をしている場合	16		
	1月当たり60時間以上80時間未満の就労等をしている場合	15		
妊娠又は出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合		20	母子健康手帳の写し等
疾病等又は障害	疾病等による入院の場合	おおむね1月以上の入院を必要とする場合	25	診断書

	居宅での療養(常時臥床)の場合	おおむね1月以上の常時臥床	25	
	身体障害の場合	障害等級が1級又は2級	25	身体障害者手帳
		障害等級が3級	20	
		障害等級が4級、5級又は6級	18	
	知的障害の場合	障害等級が((A)), ((A))の1, ((A))の2, Aの1又はAの2	25	療育手帳
		障害等級がBの1又はBの2	20	
	精神障害の場合	障害等級が1級又は2級	25	精神障害者保健福祉手帳
		障害等級が3級	20	
	上記以外の疾病等又は障害の場合	医師の診断により、教育・保育給付認定子どもの保育を行うことが著しく困難であると判断できる場合	25	診断書等
		医師の診断により、教育・保育給付認定子どもの保育を行うことが困難であると判断できる場合	20	
		医師の診断により、教育・保育給付認定子どもの保育に支障をきたすおそれがあると判断できる場合	18	
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20	り災証明書等
求職活動	求職活動を行っている場合		5	
虐待等	児童虐待又は配偶者からの暴力により、保育所等への入所の必要性が高く、その旨を書面により証明できる場合		25	行政機関からの証明書等
	児童虐待又は配偶者からの暴力により、保育所等への入所の必要性がある場合		18	
父又は母の不在	死亡、離別、未婚、行方不明、拘禁等の事由により、父又は母が不在であって、かつ、行政機関が発行する証明書等により、当該事由が明らかな場合		25	戸籍謄本等
	死亡、離別、未婚、行方不明、拘禁等の事由により、父又は母が不在であって、かつ、行政機関が発行する証明書等により、当該事由が明らかでない場合		20	申立書等
その他	上記以外の場合		5	

備考

- この表において「就労等」とは、就労、看護若しくは介護若しくはこれに伴う付添、就学又は技能取得のための職業訓練等をいう。
- この表において「疾病等」とは、疾病又は負傷をいう。
- この表において「障害等級」とは、身体障害の場合にあっては身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める級別をいい、知的障害の場合にあっては千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年障第329号)別表に定める障害程度(千葉県知事以外の者が交付する療育手帳の障害程度については、同表に定める障害程度に相当する障害程度)をいい、精神障害の場合にあっては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級をいう。
- この表において「配偶者」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第3項に規定する配偶者をいう。

- 5 就労の場合は、就業規則等で定めている勤務時間(休憩時間を含む。)で審査する。
- 6 複数の類型に該当する場合は、指数が最も高い類型を適用する。
- 7 競技等により生計を立てている場合には、練習時間も保育を必要とする時間として審査する。
- 8 育児短時間勤務制度の取得者については、当該制度による就労時間で審査する。

別表第2

(平30規則43・全改，令元規則22・令2規則69・一部改正)

番号	調整基準	保育の必要指数
1	死亡，行方不明その他の事由により両親が1月以上不在の場合	+8
2	生活保護等の世帯	+1
3	父又は母のいずれかが単身赴任期間中の場合(就労証明書等により証明できる単身赴任期間内に限る。)	+1
4	父又は母のいずれかが，保育士，保健師，看護師，准看護師，幼稚園教諭，小学校教諭又は養護教諭としての資格を有し，市内の特定教育・保育施設，特定地域型保育事業所，病児及び病後児保育施設又は企業主導型保育事業所で，教育又は保育業務に従事(従事予定を含む。)している場合	+5
5	生計中心者が失業した場合(解雇証明書又は失業保険受給証明書がある場合で，申込み時点において職を失った日以後3月以内のときに限る。)	+2
6	入所を希望する教育・保育給付認定子どもが身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	+1
7	多胎児を出産する場合	+1
8	産後休暇又は育児休業が終了し，職場に復帰する場合	+2
9	多子世帯(子が3人以上いる世帯をいう。)	+1
10	入所を希望する教育・保育給付認定子どもの兄弟姉妹が保育所等に在園している場合	+2
11	兄弟姉妹2人以上で同時に保育所等の入所を希望する場合(この表の10の項の適用を受ける場合を除く。)	+1
12	利用の調整の結果により入所が保留になった場合において，認可外保育施設(企業主導型保育事業所を除く。)又は一時預かり事業を行う施設を，1月当たり60時間以上，かつ，1月以上利用している又は利用する見込みがある場合	+2
13	就労先の認可外保育施設を年齢制限等の事由により退所しなければならない場合(就労開始後1年以上経過している場合に限る。)	+1
14	地域型保育事業所(事業所内保育事業所の従業員枠を除く。)を卒園する場合	+4
15	20歳以上65歳未満の同居の親族又は同居人が， <u>別表第1</u> に定める類型(求職活動の項及びその他の項を除く。)のいずれにも該当しない場合	-2×人数
16	転園を希望する場合(翌年度の4月1日からの転園及び兄弟姉妹が在園する保育所等への転園を希望する場合を除く。)	-8
17	市外に居住し，父又は母のいずれかの勤務先が市内にある場合	-15
18	保護者が保育料を3月以上滞納している場合	-6
19	保育の利用に係る申込みに際して，希望する保育所等に入所できない場合は，育児休業の延長も許容できる旨の申出があった場合	-40

備考

- 1 この表において「生活保護等の世帯」とは，生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者の属する世帯をいう。
- 2 この表において「保育士」とは，保育士又は本市に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。

別表第3

(平30規則43・一部改正)

優先順位	優先する保護者
1	本市の住民基本台帳に記録されている保護者
2	<u>別表第1</u> の保育の必要指数が高い保護者
3	3月以上保育料の滞納がない保護者
4	経済的に困窮している保護者
5	待機している期間が長い保護者

別記
第1号様式

(令元規則22・令6規則54・一部改正)

第1号様式

保育所等利用希望申込書

年 月 日

(あて先)成田市長

保育所等における保育の利用を希望するので、次のとおり申し込みます。

申請者 (教育・保育給付認定保護者)	居住地等(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	電話番号			
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	生 年 月 日	性 別	
	フリガナ()	年 月 日	男・女	
教育・保育給付認定子ども	居 住 地			
	氏 名	教育・保育給付認定保護者との続柄	生 年 月 日	性 別
	フリガナ()		年 月 日	男・女
入所を希望する保育所等	第1希望 (希望理由)			
	第2希望 (希望理由)			
	第3希望 (希望理由)			
	第4希望以下			
保育の利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
保育の利用を必要とする理由	両親等：			

教育・保育給付認定子どもの世帯の状況

区 分	氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	職 業 等
世 帯 員				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

第2号様式

保育所等退所届

年 月 日

(あて先)成田市長

届 出 者
(教育・保育給付認定保護者)

住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

保育所等を退所したいので、次のとおり届け出ます。

退所する教育・保育給付認定子ども の氏名及び生年月日	氏 名	
	生年月日	年 月 日
保 育 所 等 の 名 称		
退 所 予 定 年 月 日	年 月 日	
退 所 の 理 由		
退所後の住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	電話番号	

第3号様式

成田市達第 号 住 所 氏 名 保育実施停止通知書 次の教育・保育給付認定子どもについて、保育の実施を停止したので通知します。 年 月 日 成田市長 印		
保育の実施を停止した教育・保育給付認定子どもの氏名及び生年月日	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 育 の 実 施 を 停 止 し た 保 育 所 等 の 名 称		
保育の実施を停止した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
保育の実施を停止した理由		